

平成 27 年 9 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 商船三井  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
池田 潤一郎  
コード番号 9104  
東証・名証各1部  
問合せ先 総務部長 武田 俊明  
(TEL 03-3587-7026)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を来年6月21日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役だけではなく執行役員からも社長を選出できるように変更するものです。
- (2) 当社は迅速な業務執行と責任の明確化を目的として平成12年に執行役員制度を導入しておりますが、上記変更に伴い、今回、執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものです。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第12条 定時総会は、毎年6月に開催する。 2. 臨時総会は、必要ある場合に随時開催する。 3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>社長執行役員である代表取締役（以下「社長」という。）が招集する。但し、社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。</u>	第12条 定時総会は、毎年6月に <u>招集</u> する。 2. 臨時総会は、必要ある場合に随時 <u>招集</u> する。 3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、取締役が招集する。</u>
第15条 総会の議長は、社長がこれに当たる。 2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により <u>他の取締役が議長となる。</u>	第15条 総会の議長は、社長がこれに当たる。 2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により <u>代行者が議長となる。</u>
(新設)	第23条 当社は、取締役会の決議により、 <u>執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって執行役員の内、1名を社長に選定する。また、その他の役付執行役員を選定することができる。</u>
第23条～第36条（条文省略）	第24条～第37条（現行どおり）

#### 3. 日程

本総会開催予定日  
効力発生予定日

平成28年6月21日(予定)  
同日

以上